

国際経済変動対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、国際経済変動対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内中小企業者等に対し、国際経済情勢の変動に伴う海外戦略（海外展開、製品・サービスの輸出入に係る戦略をいう。以下同じ。）の見直し及び再構築を支援し、県内中小企業者等の海外展開の円滑化及び経営力の強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、国際経済情勢の変動に伴って海外戦略の見直し及び再構築を行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する鳥取県内に所在する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）又は鳥取県内に所在する中小企業者が構成員の3分の2以上を占める任意グループに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、3分の2（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（3,000千円を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 本事業の実施期間は12か月以内とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む金額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らか

かになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額に係る変更
- （2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- （3）本補助事業の中止又は廃止

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日
- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（進捗状況報告の時期等）

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月15日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

（財産の処分制限）

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第 5 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 11 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

経費区分	内容
調査・コンサルティング費	国際経済変動情勢、海外市場、輸出入環境、競争環境、マーケティング等の調査・コンサルティングを委託する経費 (県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。)
専門家謝金	指導・助言を受ける外部専門家への謝金
旅費交通費	職員及び外部専門家等の国内及び海外での移動に要する経費 (日当、宿泊料を含む)
会議費	外部専門家等と行う会議・打合せに係る会場借上料、機材借上料
翻訳通訳費	翻訳及び通訳に要する経費
商談会等参加費	商談会等への参加又は開催に係る会場借上料、会場装飾費、補助員費
サンプル製作費	サンプル (現在の商品又は試作品) の製作に係る材料・部材の購入経費、外注経費、試験・検査料
雑費	事業実施にあたり付随的に支出する、使用料賃借料、事務消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、雑役務費、保険料、通関費用、各種検査料・手数料等 (上の経費区分に入るものを除く)

年度国際経済変動対策支援事業補助金事業計画（報告）書

1 申請者概要

企業・団体名			
代表者職・氏名			
住所	〒		
資本金		従業員数	
主たる業種	（日本標準産業分類の小分類）		
事業概要	今回実施する事業を150～200文字程度で説明してください。		

2 事業計画名

3 事業実施期間 年 月 から 年 月 まで（最長12か月間）

4 事業の目的・背景

<p>自社の経営戦略及び経営戦略における海外戦略の位置づけ、自社の内部環境（強み・弱み）や外部環境（機会・脅威）、現在実施している又は計画中の海外戦略の内容（目標、顧客、市場ニーズ、具体的な事業）、製品・サービスの海外展開又は輸出入の現況及び評価（具体的な数字を含む）、受けている（又は受けると予想される）国際経済変動の影響、海外戦略の再構築・見直しの方向性等を踏まえて、事業を実施しようとする目的・背景を具体的に記入してください。</p>
--

5 事業の内容

事業の実施体制、実施方法、スケジュール等、実施する（実施した）内容を具体的に記入してください（図表可）。

6 事業で期待する効果・成果

（計画時）4・5で記入した内容も踏まえ、本事業で期待する成果、事業実施後の経営指標（売上高、売上原価、売上総利益、販管費、営業利益等の根拠数字を含む）の目標を記入してください。

（報告時）事業実施で得られた調査・検討結果（具体的な数字を含む）、海外戦略や海外展開の見直し・再構築の内容、事業実施で見えてきた自社の課題、今後の経営指標の目標（売上高、売上原価、売上総利益、販管費、営業利益等の根拠数字を含む）、見込まれる地域経済への波及効果等を踏まえて、事業の成果を具体的に記入してください。

7 県外発注の有無 有 ・ 無

--

注1 県外発注の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2 「有」の場合は、表内に県外発注する経費及び県外発注する理由を記入してください。

8 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

--

注3 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注4 「有」の場合は、表内に活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください。

9 消費税の取扱い 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

10 担当者連絡先

部署			
職・氏名			
住所	〒		
電話番号		ファクシミリ	
電子メール			

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度国際経済変動対策支援事業補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部


(単位：円)

年度	経費区分	経費内訳・明細	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分	
					補助金	補助金以外
					—	—
					—	—
					—	—
					—	—
					—	—
合計		—				

注 経費内訳・明細には積算根拠を明記してください（別紙可）。

第 号
年 月 日

様

職 氏名 

年度国際経済変動対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった国際経済変動対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、国際経済変動対策支援事業補助金交付要綱（平成29年3月30日付第201600184863号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

職 氏 名 様

住 所
報告者 氏 名 印
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度国際経済変動対策支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度国際経済変動対策支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、国際経済変動対策支援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------|---|------|
| 1 本補助金の確定額（確定通知書により通知した金額） | 金 | 円（A） |
| 2 確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円（B） |
| 3 実績報告控除税額 | 金 | 円（C） |
| 4 確定した控除税額 | 金 | 円（D） |
| 5 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
- ※ (D) - (C) > 0の場合、((D) - (C)) × (A) / (B)

注 積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

報告者 氏 名



（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度国際経済変動対策支援事業補助金進捗状況報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業計画名

2 事業の実施内容

実施した事業の内容を記入してください。

3 経費執行状況

交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
(1) 年度の実績	円	円
(2) 年度の実施予定	円	円